

島根県東部農林水産振興センター出雲家畜衛生部(出雲家畜保健衛生所)

〒699-0822 出雲市神西沖町 918-4 TEL(0853)43-7900 FAX(0853)43-2801

令和4年度 出雲家畜衛生部職員紹介



今年度はこのメンバーで頑張っていきます。皆様のご協力をよろしくお願いします

しまね獣医師ネットワーク情報

2月20日にテレビ放送された「ぎゅーどろいどうシ右衛門～しまね和牛の未来を救え！～」、皆さん御覧になりましたでしょうか？当所職員や(農)中国牧場の町谷代表も出演しております。YouTubeで視聴することも可能(下記URLまたはQRコードを参照)ですので、見逃した方も是非この機会に見ていただければ幸いです(URL：https://www.youtube.com/watch?v=1Gs_LVtmrRc&t=1s)。

十分な産業動物獣医師確保は、生産性向上を図る上で、生産者とならび両輪であると思います。皆さんからも獣医師確保対策について良いアイデアがあれば、ドンドン提案してください。

また、下記のSNSでも募集活動を展開中です。皆さんつながりましょう！！個人的には“TikTok 動画”がお気に入りですね。



■島根県HP「獣医師に関すること」

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/seisan/dobutu/juishi/>

■島根県獣医師会のTikTok動画はこちら <https://vt.tiktok.com/ZSJubmcSQ/>

■島根県獣医師会のインスタはこちら <https://www.instagram.com/shimanekenjuishikai>

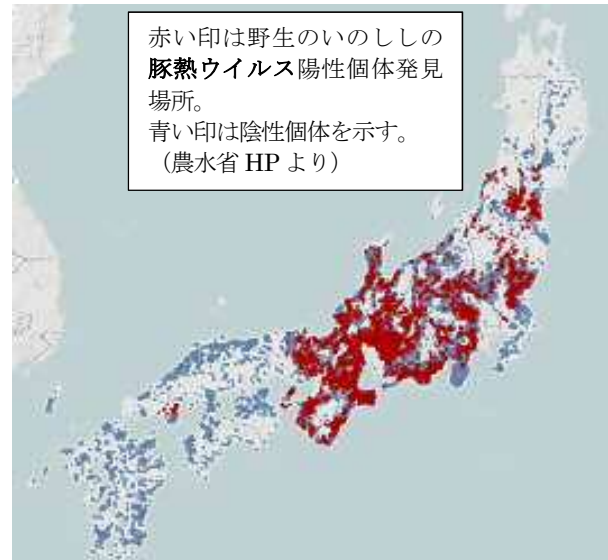
■島根県獣医師会のツイッターはこちら https://twitter.com/simane_juiskai

豚熱ワクチン接種始まる

豚熱（旧名：豚コレラ）は、国内において平成 30 年 9 月に岐阜県で発生して以来、17 県 79 事例（令和 4 年 4 月 15 日現在）の発生があり、28 万頭以上の豚およびいのししが殺処分されています。また、野生イノシシにおける豚熱の感染確認も東西に範囲を広げ続けており、西は兵庫県まで確認されていましたが、令和 4 年 3 月に突如 280km 離れた山口県で確認され、その後、広島県においても確認され、現在 27 都府県において感染が確認されています。隣県での野生いのししの豚熱感染確認をうけて、島根県においても豚と飼養いのしし全頭への豚熱ワクチン接種を 4 月 12 日より行うこととなり、管内においては、4 月 18 日より接種を開始しております。県内での感染野生イノシシの確認も時間の問題と思われる。

また、今現在も、アフリカ豚熱ウイルスに汚染された畜産加工品の東アジア諸国からの不法な国内持ち込み事例が相次いでおります。本感染症は豚熱よりも致死率が高く、“頼みの綱”ワクチンが未開発で侵入阻止のみが発生予防であります。

野生動物の侵入防止、車両消毒等、飼養衛生管理基準を遵守していただき、豚熱、アフリカ豚熱のみならず家畜伝染病の発生を防いでいただきますようお願いいたします

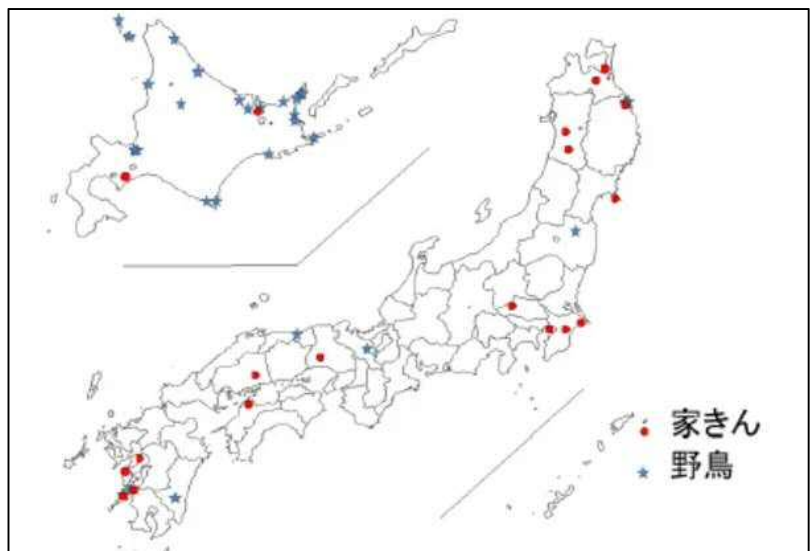


高病原性鳥インフルエンザ発生状況

国内における高病原性鳥インフルエンザは、令和 2 年度は 18 県 52 事例（H5N8 亜型）と過去最大の発生があり、令和 3 年度からの冬期シーズンにおいても 11 月の秋田県での発生から 4 月になってからも青森県、北海道、秋田県で発生が相次ぎ、4 月 19 日現在 12 道県 22 事例（H5N8, H5N1 亜型）の発生が認められています。また、野鳥においても 7 道府県 74 事例（4 月 9 日時点）の感染が確認されています。県内においては、養鶏場の皆さんの不断の侵入防止対策等のご努力により発生は防がれています。

この頃の家きん農場での発生事例は野鳥の事例に関連していると思われます。お隣韓国でもこの 4 月に家きん農場での発生があり、今期で 500 万羽以上が処分されております。

本県の摘発事例はないものの、環境中のウイルスの存在は否めません。今後とも、野生動物対策、衛生管理区域および鶏舎出入り口での消毒などを徹底していただき、鶏舎の改修等はオフシーズンにしっかりと行っていただくようお願いいたします。



(家きん農場および野鳥事例の発生状況を示す農水省 HP より 4/25 現在)

定期報告をお願いします

平成 23 年 4 月に家畜伝染病予防法が改正され、家畜を飼養（所有）している方は、定期報告書（飼養頭羽数など）を毎年、県（管轄の家畜保健衛生所）に報告していただくこととなっています。

<報告対象となる家畜>

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、
家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）

※愛玩目的で飼養している場合を含む。



前回発行の広報にて定期報告書の様式を同封し、提出をお願いしたところですが、まだご提出いただいていない方について、再度様式をお送りしています。必要事項を記入の上、**令和4年5月末日までに**当所まで提出（郵送、FAX もしくは持参）くださいますようお願いいたします。

ワクチン接種で子牛を守りましょう！

ワクチンは、病気の感染を防いだり、症状を軽減する働きがあります。転ばぬ先の杖、ワクチン接種で子牛を守りましょう！

ワクチンには、様々な種類があります。子牛を生産される農家さんでよくご存じなのは異常産予防のワクチンでしょうか。その他にも、呼吸器病（風邪）予防のワクチンなどもあります。今回は、子牛の下痢予防のワクチンをご紹介します。

○分娩前には下痢ワクチン

分娩の約 2 週間前に**母牛に接種**（初回は分娩約 1.5 ヶ月前との 2 回）する子牛の下痢予防のためのワクチンです。母牛に接種することで初乳中に抗体を産生させ、母子免疫により子牛の下痢を防止するのです。また、牛群全体の免疫が上がると、牛舎内の病原性の高い大腸菌数を押し下げ、臍帯炎からの腹膜炎予防にもなります。（【補足】へそからの感染で生後間もない死亡子牛の当所への搬入は結構あります。これに関しては、分娩場所の石灰等の消毒も大変効果があります）

農家の皆さんにとって子牛の下痢は、精神的にも大きなストレスとなりますよね。

生後間もない下痢は、発育にも大きく影響しますし、場合によっては生命の危機に陥ります。この頃に問題となる病原体には、ロタウイルスや大腸菌があります。特にロタウイルスは、水様性の激しい下痢を起こし、ウイルスですので抗生物質（薬）が効かないため、補液などの水分補給や対症療法を行うしかありませんでした。このワクチンは、ロタウイルス（3 種類）、大腸菌、牛コロナウイルスを対象としたものです。

下痢の原因には様々なものがありますが、このワクチンを使用するようになってから、下痢の発症頭数が減ったり、症状が軽くなった（診療回数が減った）、という声をよく聞きます。防げるものは、ワクチンにより守ってあげましょう。

接種に関しては**各家畜診療所**にお問い合わせください。

今年度の5条検査(ヨーネ病検査)の予定

毎年度、家畜伝染病予防法第5条の規定に基づくヨーネ病の定期全頭検査（5条検査）を実施していますが、今年度は**奥出雲町（旧横田町の区域）**が対象です。なお、本県では平成29年度より**肉用牛(繁殖牛)**も対象となり、横田地区については2巡目となります。本感染症は国内で毎年約1000頭確認され法令殺されており、清浄性の維持は「しまね和牛」の市場価値を高めるものと思います。今年度対象となる農家の皆さま及び関係機関の皆さまには、検査実施についてご協力をよろしくお願いいたします。

● 検査について

検査対象	: 24ヵ月齢以上の肉用牛（繁殖牛）及び乳用牛
検査方法	: 採血による抗体検査
検査手数料	: 1頭あたり800円

※本検査では管内を5地域に区分し、5年かけて一巡することで地域の清浄性を確認しています。



家畜人工授精所を開設されているみなさまへ

家畜改良増殖法第35条に基づく農林水産省の立入調査が進められています。そこで、立入調査に備え今一度帳簿類を確認していただく様をお願いします。

- ①家畜人工授精所開設許可証はありますか
なくされた場合は、再発行の手続きをお願いします。
- ②家畜人工授精簿は整理されていますか
保存期間は5年です。過去の台帳も大切に保管してください。
- ③譲渡等記録簿を整理してください
電子ファイルでの保管もできます。保存期間は10年です。
- ④家畜人工授精用精液証明書の裏書きがしてありますか
譲受した年月日、譲受者の住所、氏名が記載されているか確認してください。また、注入されたら注入の記録欄に記入してください。
不明な点がありましたら、気兼ねなく問い合わせてください。

(有)かつべ種畜牧場がJGAP認証を取得！！

令和元年度よりJGAP家畜・畜産物認証取得のためシステム構築に取り組んできた(有)かつべ種畜牧場が3月1日に本審査を受審、同月23日付けで県内初となるJGAP認証を取得されました。本審査には当所職員も立ち会いましたが、審査員から非常に高い評価をいただいたように感じました。この度は大変おめでとうございます！！

勝部さんの取り組みの一例です

飼養衛生管理基準への対応状況

- ・衛生管理区域内に無断で侵入されることもあったため、注意喚起の看板を作り直した
- ・来場者用更衣施設を設置



編集後記:

競うように咲き誇っていた桜もやがて散り、4月とはいえ初夏を感じさせる時節となりましたが、畜産業界におかれましては言わずもがなの世界情勢により“冬”ともいえるこの頃です。しかし、冬の後には必ず“春”が訪れます。そのため、冬こそ生命の息吹を感じさせるともいえます。今は“雌伏”の時ですが、衛生管理により、疾病予防に努められ、果たして農場の悩み(不良債権)は貯金に置き換わるかも知れません。皆様への“春”の訪れをこころより祈念しております。